

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、不動産仲介の営業等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、CクリニックとDクリニックを受診し、それぞれ「適応障害」、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人によると、同年〇月中旬頃から、腹痛、下痢の症状が出現し、同年〇月には不眠、睡眠障害の症状も出現し、常時疲れを感じ、食欲が減退、注意力、記憶力も低下し、意欲の喪失、希死念慮も出てきたという。

- 3 請求人は、業務上の事由により本件疾病を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「前々回処分」という。）をした。請求人は、前々回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが棄却され、更に再審査請求をしたものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成〇年労第〇号事件。以下「前々裁決」という。）。

その後、請求人は、前々回処分の後続請求として療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、前回処分を不服として、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官は棄却したことから、再審査請求をしたが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成〇年労第〇号事件。以下「前裁決」という。）。

- 4 本件は、請求人が上記3の後続請求として休業補償給付の請求をしたところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定
(略)

- 2 当審査会の判断

本件は、前々裁決に係る請求人に発病した精神障害に関する請求期間を異にする後続請求であり、請求人から、本件再審査請求に当たり、新たな事実の主張や資料等の提出はないことから、前々裁決及び前裁決における判断を変更する必要は認められず、請求人に発病した本件疾病は、前裁決に係る裁決書の理由に記載したとおり、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。